

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 8 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険の指導監督の実施に関するQ&Aの送付について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

都道府県が実施する国民健康保険の指導監督については、「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」（平成 31 年 1 月 23 日保発 0123 第 2 号厚生労働省保険局長通知）及び「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」（平成 31 年 1 月 23 日保国発 0123 第 2 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づき実施されているところですが、今般、「令和 5 年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、都道府県が実施する市町村及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する国民健康保険の指導監督について、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であることを明確化すること及び市町村における事業計画の策定及び指導監督における確認の意義について、都道府県に令和 5 年度中に通知することとされたところです。

今般、その方針を踏まえ、別添のとおり Q&A を作成しましたので、内容について御了知のうえ、指導監督に努められるようお願いいたします。

(別添)

【デジタル技術の活用】

問1 都道府県においては、市町村保険者等に対して概ね2年に1回、実地指導を実施しているが、書面やオンラインによる指導を可能とするなど、指導監督に関する都道府県の負担軽減を図ることは可能か。

(答)

国民健康保険における指導監督の実施に係る報告徴収については、「国民健康保険法第106条等の解釈について」（令和5年3月27日老介発0327第1号／保国発0327第1号／保高発0327第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長／厚生労働省保険局国民健康保険課長／厚生労働省保険局高齢者医療課長付国保課長連名通知）により、電子メールやオンライン会議システム等が可能である旨を明確化した。

こうしたデジタル技術を活用することなどで事務負担の軽減を図りたい。

問2 どのような場合に、デジタル技術を活用することができるか。

(答)

国民健康保険法第106条に基づく報告徴収については、都道府県において実地に確認する必要があると判断した場合を除き、電子メールやオンライン会議システム等を活用することができる。

【市町村の事業計画】

問3 市町村保険者が事業計画を策定する意義とは。

(答)

市町村保険者において国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、都道府県が策定した国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という。)に基づき効率的・効果的に国保事業運営を行うことを定めた事業計画を策定することが重要である。

事業計画では、事業運営の実情を把握分析し、それらの検討結果を踏まえた重点事項の設定及び目標の設定をするとともに、目標達成のための具体的な実施体制、実施方法及び関連事業との連携等を明確にする必要がある。

問4 都道府県が市町村保険者の策定する事業計画を確認する意義とは。

(答)

市町村保険者に対する指導監督に当たっては、「都道府県が策定した国保運営方針に基づく事業運営の状況を確認し、具体的な事業運営について助言を行うとともに、事業運営の効果や効率性についての検証を行うこと。」を目的としている。

これを踏まえ、都道府県においては、市町村保険者の策定した事業計画が国保運営方針を踏まえた内容となっているか、また、事業計画に沿って実施し、計画どおりの結果が得られているか等の観点で運営状況を確認することが重要である。

問5 市町村保険者が事業計画を策定していない場合、策定するよう指導すべきか。

(答)

市町村保険者において、国保運営方針に基づき市町村が効率的・効果的に国保事業運営を行うことを定めた事業計画は重要であり、策定することが望ましいが、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するために作成した資料等（市町村が設置する国民健康保険運営協議会の資料等）により事業運営の内容等が確認できる場合は、事業計画という名称の文書の策定を求めなくとも差し支えない。